

## 第四編 建設業許可の認可申請について

### 1 建設業者の地位の承継について

#### (1) 概要—法第17条の2及び法第17条の3—

令和2年10月1日施行の建設業法の改正から、建設業許可に係る事業承継及び相続に関する規定が新設されました。

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の全部を他の者が承継（譲渡・合併・分割・相続）する場合、所定の手続きを経て認可を受けることで、承継先は、承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

##### イ 事業譲渡（法第17条の2）

建設業者が許可に係る建設業の全部を譲渡する場合

（個人事業主が生前に行う事業承継、個人事業の法人化（いわゆる「法人成り」）、法人事業の個人化（いわゆる「個人成り」）も含みます。）

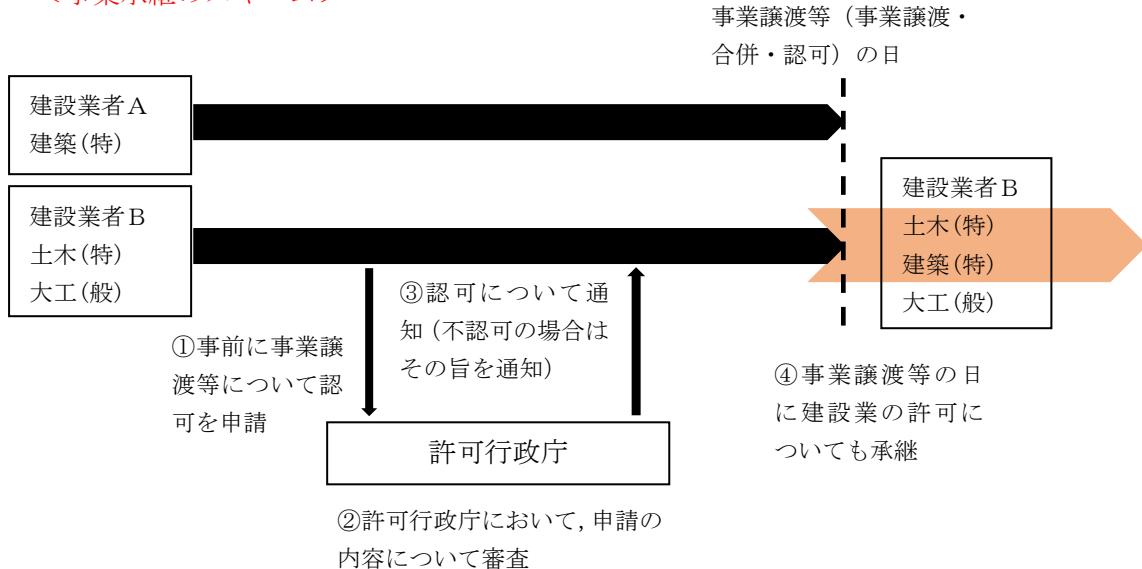
##### ロ 法人の合併（法第17条の2）

建設業者である法人が合併により消滅することとなるとき、合併存続法人又は新設法人が建設業者としての地位を継承する場合

##### ハ 法人の分割（法第17条の2）

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合

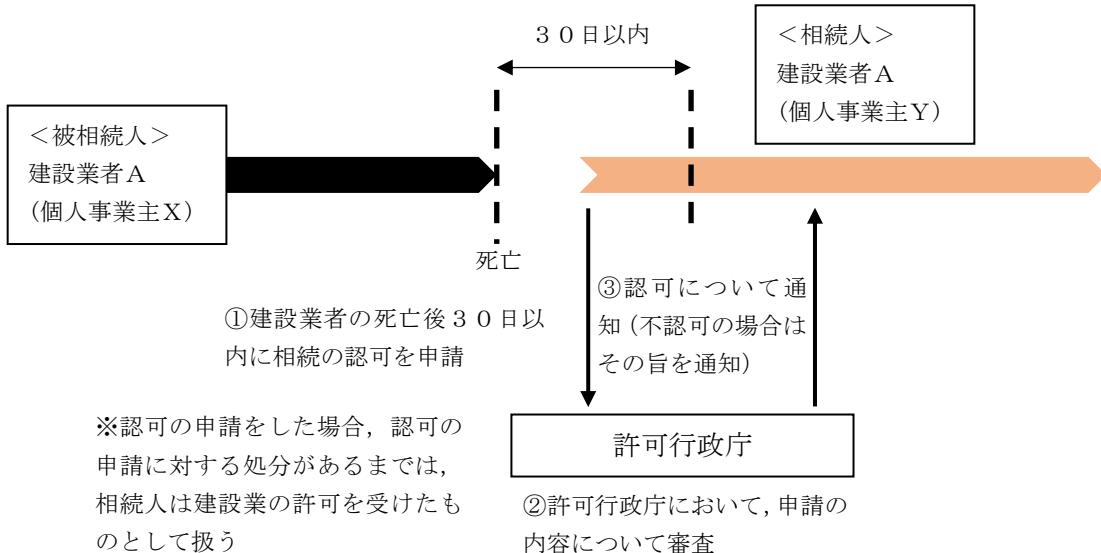
#### <事業承継のスキーム>



##### ニ 相続（法第17条の3）

建設業者が死亡した場合において、その相続人が建設業の全部を相続する場合  
(個人事業に限ります。)

### <相続のスキーム>



※従来のとおり新規の許可申請手続きにより許可を承継することも可能ですが、その場合新規申請手数料9万円が必要となります。

## (2) 承継の要件

承継の認可を受けるためには、以下の全てに該当していることが必要です。

### イ 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること

相続以外の承継（譲渡、合併、分割）は、あらかじめ認可を受ける必要があります。

承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。遅くとも、承継の事実発生日の35日前までに申請を完了させてください。書類に不足がある場合は受付できません。

相続については、被相続人（許可を受けていた事業主）の死亡後30日以内に申請を行ってください。

※承継日までに、承継元の建設業許可が失効した場合は、建設業者としての地位を承継することはできません（承継の認可を受けられません）ので、御注意願います。

### ロ 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること

承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継させることはできません。

認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

### ハ 承継元が一般（特定）建設業の許可を受けていた業種について、承継先が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと

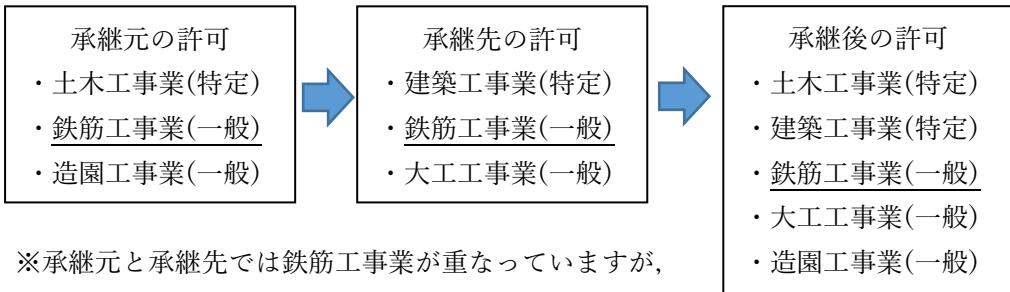
1つの事業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

## 二 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たすこと

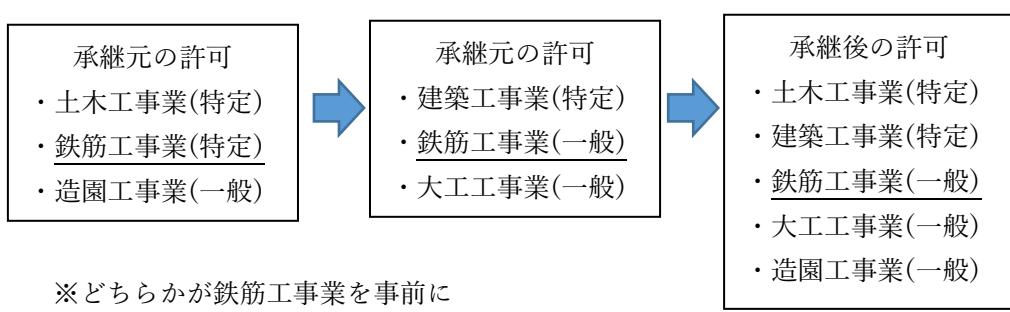
承継先は、承継後に有することになる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件（法第7条、法第8条及び第17条の規定を準用）を満たす必要があります。

申請時点で承継先が建設業許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や従業員が承継先に移ることで要件を満たすことになれば、承継は可能です。

### (承継できる例)



### (承継できない例)



## 2 認可申請手続

### (1) 申請手続

**事前相談 → 申請書提出・受付 → 審査 → 認可 → 通知書交付**

※認可申請は各管轄土木事務所の窓口のみとなります。(電子申請システムによる申請はできません。)

#### **事前相談**

認可申請を行おうとするときは、事前に管轄の土木事務所の窓口に御相談ください。事前相談なく認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継の事実が発生するまでに認可ができないおそれがあります。

#### **申請書類提出**

##### イ 提出場所

各管轄土木事務所（P. 25 「所在地別管轄土木事務所一覧」参照）

##### ロ 提出部数

正本一通

写し2通（正本のコピーで可）提出分1通、会社控分1通

※確認書類は正本及び会社控分の計2通に添付してください。

##### ハ 申請できる者

承継元（被相続人）及び承継先（相続人）の全てが宮城県知事許可、又は建設業を営む営業所が宮城県内のみにある者

※次のいずれかに該当する場合は、承継先の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省各地方整備局が申請先になりますので、手続きについてはそちらへ御確認ください。

- ・承継先が既に国土交通大臣許可を受けているとき
- ・承継先が既に宮城県以外の都道府県知事許可を受けているとき

##### ニ 申請手数料

認可申請において、手数料はかかりません。

#### **受付**

申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると受理されます。

#### **認可**

申請書受理後、審査を行い、基準を満たすと認可になります。

#### **通知書の交付**

「認可通知書」は申請した窓口で交付します。なお、認可通知書は原則として承継先に通知します。

認可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。（手数料は600円/枚（宮城県収入証紙で納付））

## (2) 法人成りの場合の申請方法について

個人事業主が法人成りを行い、認可申請を行う場合は、事業譲渡による申請となります。申請には、個人事業主と法人が事業譲渡契約を締結する必要があります。

### 【承継までの流れ】

#### イ 法人設立（登記）

認可申請前に法人の設立を行ってください。なお、事業承継日までは個人事業主として活動を行うことを前提としておりますので、法人としての事業活動は行わないよう注意してください。又、社会保険等の資格取得日が事業承継日より前とならないよう注意してください。

#### ロ 事業譲渡契約の締結

個人事業主と法人代表者との間で事業譲渡契約を締結してください。なお、事業開始（予定）日は事業承継日とすること。

#### ハ 認可申請

（1）申請手続に沿って申請を行ってください。

## (3) 承継の効果

#### イ 承継の対象

承継について認可を受け、承継の事実が発生すると、法に基づく承継元の建設業者としての地位を承継先が承継します。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことになります。このため、建設業者としての地位の承継先は承継元の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

一方、法第45条から法第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して処罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

#### ロ 許可番号について

承継先が承継後に使用する許可番号は、原則として承継元のものを引き続き使用することとします。

承継先が宮城県知事許可業者である場合は、承継元と承継先の許可番号のどちらを使うか選択できます。どちらを選択するかは認可申請書に記載してください。一度選択した許可番号は変更できません。

#### ハ 認可後の許可の有効期間

承継前に承継元及び承継先が受けている許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します（法第17条の2第7項）。なお、承継日当日も、許可は有効です。

相続の場合は、認可日翌日から起算します。なお、認可日当日も許可は有効です。このため、認可通知書記載の有効期間は5年と1日となります。

(例) 令和5年11月1日が承継日となる場合

許可日 : 令和5年11月2日

許可の有効期間 : 令和5年11月1日～令和10年11月1日

更新申請の提出期限 : 令和10年10月2日

更新後の許可日 : 令和10年11月2日

更新後の有効期間 : 令和10年11月2日～令和15年11月1日

#### (4) 不認可について

申請が形式上の要件に適合しない場合は、相当の期間を定めて補正を求め、申請により求められた認可を拒否する場合があります。

申請が法令で定める基準、認可の審査基準に適合していない場合も、申請により求められた認可を拒否する場合があります。